

院内での忘れ物・落とし物について

病院敷地内で拾得した忘れ物・落とし物は、病院で一定期間（概ね3ヶ月）保管しますが、持ち主の方が現れなかった場合は処分させていただきます。

ただし、長期保管の困難なものに関しましては、早めに処分いたします。また、貴重品類は保管期間に関わらず南国警察署に届け出ることがあります。

なお、忘れ物が見つからない場合におきましても、当院は責任を負いかねます。

院内での移動やお帰りの際は、忘れ物や落とし物にご注意ください。

平成30年2月22日



JA 高知病院